〇総務省告示第九十一号

き、 電 兀 波 法 施 九 \bigcirc 行 \bigcirc 規 MHz則 を 超 昭 え 和 <u>一</u> 十 五. \bigcirc 五. 年 \bigcirc 雷 \bigcirc 波 MHz 監 以 下 理 又 委 員 は 会 五. 規 則 第 \bigcirc + MHz 兀 号) を超 第十八 え 五. 条 第 \bigcirc 九 項 MHz第 以 二号 下 \mathcal{O} \mathcal{O} 周 規 波 数 定 に \mathcal{O} 基 電 波 づ

を 使 用 す る 無 線 局 \mathcal{O} 開 設 区 域 を 次 \mathcal{O} ょ う に 定 8 る。

な お 平 成 + 九 年 総 務 省 告 示 第 六 百 五. + 兀 号 兀 九 \bigcirc \bigcirc MHz を 超 え 五. \bigcirc \bigcirc MHz 以 下 \mathcal{O} 周 波 数 \mathcal{O} 電

平成二十四年三月二十六日

波

を

使

用

す

る

無

線

局

 \mathcal{O}

開

設

X

域

を

定

8

る

件

は

廃

止

す

る。

総務大臣 川端 達夫

証 明 規 則 第 条 第 項 第 + 九 号 \mathcal{O} 五. 第 + 九 号 \mathcal{O} 七 又 は 第 + 九 号 \mathcal{O} 九 \mathcal{O} 無 線 設 備 を 使 用 す る 無 線

局

1 そ げ る \mathcal{O} 兀 上 区 空 域 九 とす を \bigcirc 除 き、 る。 MHzを そ 超 た だ え \mathcal{O} 五、 し、 周 辺 証 \bigcirc 海 域 明 \bigcirc \bigcirc を 規 含 則 MHz む 第 以 下 区 域 条 \mathcal{O} とす 第 周 波 る 数 項 第 \mathcal{O} 電 + 波 九 号 を 使 \mathcal{O} 用 九 す \mathcal{O} 携 る 帯 無 局 線 \mathcal{O} 局 無 \mathcal{O} 線 開 設 設 備 区 に 域 あ は、 0 て 次 は に

掲

- (1)北 海 道 総 合 通 信 局 \mathcal{O} 管 轄 区 域 に あ 0 7 は 北 海 道 \mathcal{O} 区 域
- (2)東 北 総 合 通 信 局 \mathcal{O} 管 轄 区 域 \mathcal{O} う ち、 次 に 掲 げ る 区

域

ア 青森県の区域

イ 岩手県の区域

ウ 宮城県の区域

エ 秋田県の区域

オ 力 福 Щ 島 形 県 県 \mathcal{O} \mathcal{O} 区 区 域 域 \mathcal{O} のうち、 う ち、 西 新 白 庄 市 河 及び 郡 西 最 郷 村 上 郡 \mathcal{O} 区 域 舟 を除 形 町 及び 区 大蔵 域 村 に 限 る。 0) 区 域 を除 <

区

域

(3)関 東 総 合 通 信 局 \mathcal{O} 管 轄 区 域 \mathcal{O} ち、 次に 撂 げ る 区 域

T 茨 城 県 \mathcal{O} 区 域 のうち、 水 戸 市、 土 浦 市 旧 新 治 郡 新治村に 限 る。 古河 市、 石 尚

市

常

総 市 旧 水 海 道 市 に 限 る。) 結 城市 龍 ケ 崎 市、 つくば 市、 \mathcal{O} たち な か 市 常 陸 大 宮 市

那 珂 市 坂 東 市 かす みが う 5 市 鉾 田 市 東 茨城 郡 (茨 城町 大 洗 町 及 び 城 里 町 12 限 る。

猿 島 郡 及 び 北 相 馬 郡 \mathcal{O} 区 域 を 除 < 区 域

イ 栃 木 県 \mathcal{O} 区 域 0 う ち、 宇 都 宮 市 栃 木 市 佐 野 市、 鹿沼 市、 小 Щ 市、 大 田 原 市 矢板· 市、

谷 郡 高 根 沢 町 及 び 那 須 郡 \mathcal{O} 区域 を除 < 区 域

那

須

塩

原

市

さくら市、

那

須

烏

Щ

市、

下

野

市

河

内

郡、

芳

賀

郡

芳賀

町

下

都

賀

郡

岩

舟

町

塩

ウ 群 馬 県 \mathcal{O} 区 域 のう ち、 高 崎 市 旧 群 馬 郡 倉 渕 村 群 馬 町 及 び 榛 名 町 並 び に 旧 多 野 郡 新 町 に

限 る。 藤 畄 市 安 中 市 甘 楽 郡 下 仁 田 町 碓 氷 郡 吾 妻 郡 (東 吾 妻 町 及 び 嬬 恋 村 に 限 る。

域

)、佐波郡及び邑楽郡板倉町の区域を除く区

工 とき 市 玉 加 戸 を 郡 須 埼 が 田 市 除 玉 蓮 宮宮 市 <_ 県 わ 田 旧 代 市 \mathcal{O} 町 北 区 入 町 間 域 埼 及 幸 旧 のう 玉 び 都 手 市 熊 白 郡 幾 谷 市 5 朝 大 市 出 \prod 村 霞 利 町 日 市 根 旧 12 高 さ に , , 大 限 限 町 市 る。 る。 里 志 及 た 木 ま 郡 本 び 庄 市 北 市 江 及 市 ||南 び 辺 西 秩 町 和 北 光 父 旧 町 に 区 葛 郡 に 児 市 限 飾 限 る。 玉 北 る。 児 郡 区 郡 新 及 児 座 \mathcal{O} 玉 市、 び 区 郡 玉 大宮 域 深 町 を に 谷 久 秩 旧 喜 除 区 神 限 父 市 · を 除 市 市 る。 Ш 区 町 旧 旧 <_ . を 飯 大 域 除 南 能 里 埼 郡 市 入 間 玉 Ш 郡 郡 春 本 Ш 越 菖 町 日 口 大 生 蒲 部 に 市 里 町 限 町 市 郡 を 旧 る 除 鳩 越 比 <_ 谷市 南 企 ケ 谷 埼 郡

才 び 白 千 葉県 井 市 \mathcal{O} \mathcal{O} 区 区 域 域 を 0 5 除 < 5 区 域 市 Ш 市 船 橋 市 野 田 市 我 孫 子 市 鎌 ケ谷 市 浦 安 市、 印 西 市 及

力 武 市 蔵 日 東 東大 \mathcal{O} 野 京 出 都 市 和 町 \mathcal{O} を除 三 市 区 鷹 域 <_ 市 清 \mathcal{O} う 瀬 市 府 5 0 中 区 東 市 江 久 域 東 を 区、 留 調 除 米 布 < 市 市 大 区 田 区 域 武 町 蔵 田 村 市 杉 並 Щ 区、 市 小 平 多摩 市 練 馬 区、 市 日 野 稲 市 江 城 戸 市 東 Ш 区 村 西 Щ 東 八 市 王 京 市 子 玉 及 分 市 寺 び 西 市 立 多 Ш 摩 国 市

☆

郡

キ 相 市 模 神 奈 湖 幸 町 区 Ш 12 県 限 中 \mathcal{O} る。 原 区 域 区 及 \mathcal{O} てバ う 高 5 藤 沢 津 区 横 市 を 浜 厚 除 市 木 市 磯 子 大 区 和 相 市 模 金 原 沢 海 市 区 老 緑 名 旭 区 市 区 旧 津 栄 綾 瀬 久 区 市 井 及 郡 び 愛 泉 藤 甲 野 区 郡 を 町 及 除 <_ び 津 津 久 久 井 町 井 郡 及 Ш び 崎

城山町を除く。)の区域を除く区域

ク Ш 梨 Щ 市 梨 県 大 \mathcal{O} 月 区 市 域 \mathcal{O} う 北 杜 ち 市 甲 旧 府 北 市 巨 摩 旧 郡 東 八 小 淵 代 郡 沢 中 町 を 道 除 町 く。 及 び 旧 ` 西 笛 八 代 吹 市 郡 上 旧 九 東 __ 八 色 村 代 郡 を除 芦 < Ш 村 を除

く。)及び甲州市の区域を除く区域

(4)信 越 総 合 通 信 局 \mathcal{O} 管 轄 区 域 \mathcal{O} う ち、 次 に 掲 げ る 区 域

ア新潟県の区域

1 長 野 県 \mathcal{O} 区 域 のう ち、 長 野 市 松 本 市 上 田 市 尚 谷 市 飯 田 市 小 諸 市 伊 那 市 駒 ケ

根 市 塩 尻 市 佐 久 市 千 曲 市 東御 市 南 佐 久 郡 间 上 村 及 び 南 牧 村 に 限 る 北 佐 久

郡、 高 森 町 小 県 郡 阿 南 長 町 和 町 阿 智 諏 村 訪 郡 下 旧 諏 阿 智 訪 村 町 12 限 上 伊 る。 那 郡 南 亚 箕 谷 輪 村 村 を除 根 羽 村 く。 及 び 下 條 下 村 伊 12 那 限 郡 る。 松 Ш 町 東

筑 摩 郡 Щ 形 村 及 び 朝 日 村 12 限 る。 埴 科 郡 及 び 上 水 内 郡 小 Ш 村 \mathcal{O} 区 域 を 除 < 区 域

(5)北 陸 総 合 通 信 局 \mathcal{O} 管 轄 区 域 12 あ 0 て は 次 に 撂 げ る 区 域

ア 富山県の区域

イ 石川県の区域

ウ 福井県の区域

(6)東 海 総 合 通 信 局 \mathcal{O} 管 轄 区 域 \mathcal{O} う ち、 次 に 掲 げ る 区 域

ア 岐 南 岐 阜 町 県 及 \mathcal{O} び 笠 区 松 域 町 \mathcal{O} う に ち、 限 る。 岐 阜 市 揖 斐 旧 郡 羽 島 揖 郡 斐 柳 Ш 津 町 町 及 を 除 び く。 大 野 町 12 限 各 る。 務 原 市 及 び 本 巣 本 巣 市 郡 北 羽 島 方 町 郡 \mathcal{O}

区 域 を 除 < 区 域

イ 静 出 県 \mathcal{O} 区 域

ウ 愛 知 県 \mathcal{O} 区 域 \mathcal{O} う ち、 名 古 屋 市 千 種 区 守 Ш 区 及 び 名 東 区 に 限 る 宮 市、 春 日 井

市 犬 Ш 市 江 南 市 小 牧 市 及 び 丹 尽民 郡 大 町 \mathcal{O} 区 域 を 除 < 区 域

重 県 \mathcal{O} 区 域 張 市 亀 Ш 市 及 び 伊 賀 市 \mathcal{O} 区 域 除

工

 \equiv

0

う

ち、

名

を

<

区

域

市

湖

南

市

及

てバ

(7)近 畿 総 合 通 信 局 \mathcal{O} 管 轄 区 域 0) う ち、 次 に 掲 げ る 区 域

ア 滋 賀 県 \mathcal{O} 区 域 \mathcal{O} う ち、 大 津 市 旧 滋 賀 郡 滋 賀 町 を 除 く。 栗 東 市 甲 賀

東 近 江 市 旧 蒲 生 郡 蒲 生 町 及 び 旧 神 崹 郡 能 登 Ш 町 を 除 < \mathcal{O} 区 域 を 除 < 区 域

1 京 都 府 \mathcal{O} 区 域 \mathcal{O} う ち 京 都 市 北 区 右 京 区 及 び 伏 見 区 に 限 る。 福 知 Ш 市 綾 部 市

宇 治 市 亀 出 市 南 丹 市 旧 船 井 郡 袁 部 町 及 び 八 木 町 に 限 る。 及 び 船 井 郡 京 丹 波 町 に 限

る。 0 区 域 を 除 < 区 域

ウ 大 阪 府 \mathcal{O} 区 域 \mathcal{O} う ち、 大 阪 市 此 花 区 港 区 大 正 区 天 王 寺 区 東 淀 Ш 区、 冏 倍 野 区

西 成 区 及 び 住 之 江 区 12 限 る 豊 中 市 吹 田 市 守 \Box 市 寝 屋 Ш 市 松 原 市 大 東 市 柏

原 市 門 真 市 藤 井 寺 市 及 び 兀 條 畷 市 \mathcal{O} 区 域 を 除 < 区 域

工 市 \mathcal{O} を 除 市 兵 加 <_ 庫 古 県 西 脇 Ш \mathcal{O} 市、 区 市 域 尼 赤 0) 旧 崎 う 多 穂 市 ち、 市 可 郡 西 宝 宮 黒 神 塚 戸 田 市 庄 市 市 町 洲 \equiv に 姫 本 限 木 路 市 る。 市 市 旧 高 津 旧 宍 砂 名 郡 粟 多 市 可 郡 五. 安 郡 小 色 野 富 町 市 を 加 町 古 除 並 <_ 郡 加 び 稲 西 12 美 市 旧 町 飾 丹 芦 麿 神 波 屋 郡 市 家 市 崎 島 郡 淡 伊 町 路 旧 丹 及 神 市 び 市 夢 河 た 前 町 相 を 0 生 町

オ 旧 宇 奈 陀 良 県 郡 大 \mathcal{O} 宇 区 域 陀 町 \mathcal{O} う 及 び 5 室 生 奈 村 良 に 市 限 る。 大 和 郡 Щ Щ 市 辺 郡 天 及 理 び 市、 北 葛 桜 井 城 郡 市 上 生 牧 駒 市、 町 及 香 び 芝 広 陵 市 町 宇 12 陀 限 る。 市

除

<_

及

び

揖

保

郡

 \mathcal{O}

区

域

を

除

<

区

域

7 和欧山県の区域のうら、)の区域を除く区域

力 12 限 和 る。 歌 Ш 県 \mathcal{O} \mathcal{O} 区 区 域 域 を \mathcal{O} 除 う ち、 < 区 域 御 坊 市 有 田 郡 広 Ш 町 及 び 日 高 郡 日 高 町、 由 良 町 及 び 日 高 Ш 町

(8)中 玉 総 合 通 信 局 \mathcal{O} 管 轄 区 域 \mathcal{O} う ち、 次 に

掲

げ

る

区

域

イ 島根県の区域

T

鳥

取

県

 \mathcal{O}

区

域

ウ 出 Ш 県 \mathcal{O} 区 域 \mathcal{O} う 5 出 Ш 市 倉 敷 市 玉 野 市 笠 出 市 井 原 市 備 前 市 瀬 戸 内 市 浅

 \Box 市 都 窪 郡 及 てド 小 田 郡 \mathcal{O} 区 域 を 除 < 区 域

工 広 島 県 \mathcal{O} 区 域 \mathcal{O} う 5 広 島 市 中 区 東 区 南 区 及 び 安芸 区 に 限 る。 三 原 市 尾 道 市

福 Щ 市 府 中 市 大 竹 市 東 広 島 市 廿 日 市 市、 安芸 郡 府 中 町 世 羅 郡 及 び 神 石 郡 \mathcal{O} 区 域

を 除 < 区 域

才 Щ \Box 県 \mathcal{O} 区 域 0) うち、 下 松市、 岩 国 市 及 び 周 南 市 \mathcal{O} 区 域 を除 < X 域

(9)匹 玉 総 合 通 信 局 \mathcal{O} 管 轄 区 域 \mathcal{O} う ち、 次 に 掲 げ る 区 域

T

徳

島

県

 \mathcal{O}

区

域

 \mathcal{O}

う

ち、

阿

南

市、

三

好

市

及

び

那

賀

郡

 \mathcal{O}

区

域

を

除

<

区

域

域

1 香 Ш 県 \mathcal{O} 区 域 \mathcal{O} う ち、 さぬ き 市 及 び 香 Ш 郡 \mathcal{O} 区 域 を 除 < 区

ウ 愛 媛 県 \mathcal{O} 区 域

工 高 知 県 \mathcal{O} X 域 0 うち、 土 佐 郡 土 佐 町 及 \mathcal{U} 吾 Ш 郡 1 \mathcal{O} 町 \mathcal{O} 区 域 を除 < 区

域

(10)九 州 総 合 通 信 局 \mathcal{O} 管 轄 区 域 E あ 0 て は 次 に 撂 げ る 区 域

T 福 尚 県 \mathcal{O} 区 域

1 佐 賀 県 \mathcal{O} 区 域

ウ 長 崎 県 \mathcal{O} 区 域

才 エ 大 熊 分県 本 . 県 \mathcal{O} \mathcal{O} 区 区 域 域

力 宮 崎 県 \mathcal{O} 区 域

丰 鹿 児 島 県 \mathcal{O} 区 域

- (11)限 古 る。 島 沖 市 縄 総 合 玉 通 宮 頭 古 郡 信 郡 事 (大宜 及び 務 所 八 味 \mathcal{O} 管 村 重 轄 及 Ш 区 び 郡 域 0) 宜 区 野 のうち、 域 座 を 村 除 を 除 宜 < <_ 区 野 湾 域 市 石 中 垣 頭 市 郡 読 名 谷 護 村 市 北 沖 縄 谷 町 市 及 うる び 北 ま 中 市 城 村 に 宮
- 2 合 局 通 \mathcal{O} 五. 無 信 線 事 $\bigcirc \Xi \bigcirc$ 設 務 備 所 MHz 12 \mathcal{O} を 管 あ 超 轄 0 え五 7 区 は 域 以 そ 外 \bigcirc 九 \mathcal{O} \mathcal{O} 上 区 一空を 域と MHz 以 除き、 す 下 る。 \mathcal{O} 周 そ 波 た だ 数 \mathcal{O} 周 し、 0 電 辺 海 証 波 を使用 域 明 を 規 含 則 する む 第二 区 一域とす 無 条 第 線 局 る。 項 0 第 開 設 + 区 九 号 域 は、 \mathcal{O} 九 沖 \mathcal{O} 縄 携 総 帯
- 備 局 に 12 証 明 あ あ 規 0 0 7 て 則 は、 は、 第二 そ 条 全 \mathcal{O} 玉 第 上 \mathcal{O} 一空を 区 項 第 域とする。 除 + 九 き、 号の六、 そ \mathcal{O} ただ 周 第十 Ļ 辺 海 域 九 証 号 を 明 含 規 \mathcal{O} 則 む 八 第二 区 又 域 は とす 条 第 第 + る。 九 項 号 第 \mathcal{O} + + 九 \mathcal{O} 無線設 号 \mathcal{O} + 備を使用 \mathcal{O} 携 帯 局 する \mathcal{O} 無 無線 線 設
- 三 第 項 第 号 に 撂 げ る 区 域 は、 平 成二十 匹 年 月 日 に お け る 行 政 区 画 に ょ 0 て 表 示 ż れ た ŧ \mathcal{O}

とする。

〇総務省告示第九十二号

平 電 成 波 十 法 九 施 年 行 総務 規則 省告示第三百六十二号 昭 和二十五 年電波監 |理委員会規則第十四 五 GHz 帯無線 アク セ スシ 号) ステ 第六条第四 4 \mathcal{O} 無線 項第 局 が 八号の 使 用 規定に基づき す る電 波 \mathcal{O} 周

平成二十四年三月二十六日

波

数を定め

る件)

 \mathcal{O}

_

部を・

次

 \mathcal{O}

ように改正する。

項及び第三項中「九・五m」を「九m」に改める。

第二

総務大臣 川端 達夫